

韓末期の鬱陵島・独島漁業
－独島領有権の観点から－

要 約

第1章 序論

1. 研究の必要性と目的

- 大韓帝国勅令41号によって新たな鬱陵島郡の管轄区域に規定された石島を韓国研究者は独島であると主張するが、それを直接証明する資料は今のところ知られていない。なぜ、勅令に石島という名が記載されたのかを解明する必要がある。
- 勅令41号にはそれまで数多くの地図や官撰史書などに記述された于山島の名が記載されなかった。その理由を明らかにする必要がある。
- 勅令にいう石島が独島であるとの疑問が解消されても、韓国が独島を実効的に支配したのかを疑問視する見方がある。韓国が独島を有効活用した実態を明らかにする必要がある。
- 上記の疑問に答えられる鍵になるのは鬱陵島漁民の活動である。当時、独島まで実際に行ったことがあるのは政府の官員ではなく漁民であった。その漁民の活動をとおして石島、すなわち独島などに対する具体的な認識が形成されたので、漁民の活動をとおして上の疑問に対する解明を試みる。

2. 研究範囲と資料

研究範囲は時期的に朝鮮の開港(1876)から日本による韓国併合(1910)までとする。その期間における漁業を従来の時期区分に従って日清戦争までを第1期。

それ以後から日露戦争までを第2期、それ以後を第3期とする。各時期を鬱陵島での漁業に合わせてさらに細分化する。

資料は日本国立公文書館、日本外交史料館、日本国会図書館、山口県文書館などの所蔵資料を調査する。

3. 先行研究との差異

韓末期における鬱陵島・独島海域の漁業を詳述した本格的な研究はほとんどなく、ただ通史的な漁業史の中で簡単に扱われるのみである。一方、独島領有権問題に関連して鬱陵島・独島の漁業にふれた研究もあるが、1902年以降を簡単に記すのみである。それらはいずれも日本の地方史研究成果をほとんど取り入れていない。本研究は1902年以前も含めて山口県や大分県、島根県などの地方史研究成果なども充分考慮する。

第2章 郁陵島での漁業

1. 第1-1期 日本漁民の侵漁期(1876~1883)

永年、空島政策が実施されていた鬱陵島へ日本人が第1-1期に侵入し、木材の盗伐や密漁をおこなった。日本人の侵入は日本海軍の支援のもとにおこなわれた。そのころから山口県を中心に鬱陵島へ侵入してケヤキなどを盗伐したり、アワビを採取する者が急増し、その人数は約400名に達した。しかし、この侵入事件は朝鮮政府の知るところとなり、政府が日本へ抗議した結果、日本内務省は1883年に鬱陵島の日本人を全員刷還した。

一方、朝鮮人の漁業は、韓末期の全期間をつうじて毎年春に全羅道から鬱陵島に来てワカメを採取して帰るのが通例であった。しかし、ワカメ以外の漁

業は見るべきものがない。

2. 第1-2期 通商章程による漁業期(1883~1894)

1888年に朝・日両政府が締結した通商章程によって日本漁民が江原道など4道で漁業をおこなえるようになった。大分県の潜水器漁業者はさっそく鬱陵島でアワビ漁をおこなった。彼らは鬱陵島に築室、すなわち仮小屋などを設置したため摘発された。翌1889年にも大分県の漁民が鬱陵島へ来て騒乱を起こした。こうした事件があったものの、第1-2期には日本人漁民は鬱陵島で漁業に欠かせない作業場を設置するのが困難だったので、彼らの漁業は散発的であった。

3. 第2-1期 日本人の不法定住期(1894~1899)

日清戦争後、木材盗伐のために鬱陵島へ侵入した日本人の居住が常態化した第2-1期になると、日本人漁民も不法ながら鬱陵島で勝手に居住できるようになり、漁業に不可欠な作業場設置の障害がなくなった。しかも、漁獲物の輸出にあたって輸出税を払うことにより、鬱陵島島監から居住を保証されたも同然であった。そのため、自然に日本人の漁業が盛んになったが、中でも潜水器漁業者などが大挙してアワビや天草などを乱獲した。

4. 第2-2期 日本政府の定住推進期(1899~1904)

鬱陵島における日本人の居住は島監によって許容されても、韓国政府により許容されるものではない。日本政府は韓国政府などからの退去要求を受け入れ、日本人住民に一旦は退去命令を発した。しかし、鬱陵島に深く根を下ろした日本人の中には退去命令を無視して居住し続ける者も多くいた。一方、日本政府も国際情勢を考慮して日本人の永住を支援する方向へと政策転換した。その結果は見るべきものがない。

果、日本漁民は鬱陵島に安住し、作業場を設置して漁業を支障なく営めるようになった。日本人の漁業は、アワビや海藻採取、フカ漁などであった。

5. 第3期 日本帝国の侵略強化期(1904~1910)

日露戦争が終るや鬱陵島の日本人は急増した。漁業はアワビや海草採取以外にイカ漁が盛んになり、1904年からは輸出の首位になった。韓国人も日本人に習って1907年ころからイカ漁に従事するようになった。

第3章 独島における漁業

1. フカ漁

独島周辺では多くの魚種が見られるが、周辺の海は深いので当時の技術では捕魚がむずかしかった。そのうえ、島には漁船を係留する場所や飲料水がないので、漁業には不向きであった。唯一獲れた魚はフカであった。大分県の漁夫は鬱陵島を基地にして1899年ころから独島でフカ漁をおこない相應の漁獲を得ていた。

2. アワビ漁

1899年は鬱陵島でのアワビ漁が不漁だったためか、その余波で山口県の潜水器漁業者が鬱陵島を基地にしてヤンコ島(独島)へ出漁した。また、1902年にも鬱陵島から出漁して独島でアワビ漁をおこない、4~5日で戻った。その漁民は日本人なのか韓国人なのか不明であるが、いずれにしても鬱陵島に居住する漁民であった。

3. アシカ猟

1903年に島根県の漁民が独島でアシカの試験猟をおこなったが、1904年からは鬱陵島および隱岐島を基地にして本格的なアシカ猟がおこなわれた。1904年および1905年には鬱陵島の韓国人も日本人と共同でアシカ猟に出漁した。1906年以降は隱岐の竹島漁猟合資会社がもっぱらアシカ猟をおこなった。

第4章 郁陵島住民による独島の認識および利用

1. 勅令41号以前における独島の認識と活用

鬱陵島を基地とする独島でのアビやフカ漁をとおして独島の詳細が広く知られるようになった。その結果、鬱陵島住民の間に独島を鬱陵島の属島とみる意識が確実に定着した。それが勅令41号に反映され、鬱島郡の管轄区域に石島(独島)が記載された。ただし、大韓帝国勅令41号(1900)以前に漁業をおこなった漁民は日本人であり、韓国人は知られていない。こうした日本人住民は鬱陵島においてどのような存在であったのか解明する。

2. 勅令41号以後における独島の認識と活用

1904年から鬱陵島の韓国漁民が日本人と共同で独島へ出漁してアシカ猟をおこなったので、新郡守 沈興沢も独島をよく把握していた。郡守は島根県「竹島視察団」が鬱陵島へ来た事件に関連して政府へ「本郡所属の独島が外洋百余里外である」と報告し、独島が鬱島郡の属島であり、郡守の管轄下にあることを明確にした。

同様に釜山の日本領事館も独島を一貫して鬱陵島の付属島扱いにして外務省へ報告した。日本領事館は鬱陵島住民の漁業活動をとおしてリヤンコ島(独

島)を把握したので、こうした認識は当然であり、日本が独島を領土編入した後も変わらなかった。日本政府は「竹島領土編入」を官報に公表しなかったので日本領事館も知らなかったのか、独島を鬱陵島の付属島、すなわち韓国領と認識し続けていた。領事館の報告を『通商彙纂』に転載した外務省の当局者も同様の認識であった。そればかりか、その報告はそのまま『官報』にも掲載された。『官報』の担当者すらランコ島(独島)を鬱陵島の付属島と認識し、それが日本政府の公式見解になったのである。

3. 独島の呼称に関する考察

觀音島や竹島(竹嶼)など鬱陵島周辺の島は呼称名と筆記名が違っていた。1947年、独島へ派遣された過渡政府の独島現地調査団および朝鮮山岳会の鬱陵島調査団による合同調査に参加した人たちは独島を「ドクソム」(Dok Seom)と表記して公表した。また、1948年には英語で「Docksum」と表記されたことがアメリカの公文書からも確認される。この呼称は「岩(石)の島」を意味し、勅令41号の「石島」に通じる。

4. 石島の呼称に関する考察

下条正男は、石島の韓国語読みと鼠項島(觀音島)の日本語読みが似ているという理由で石島を觀音島であると断定した。しかし、日本水路部の海図306号によれば鼠項島の発音は「Somoku Somu」であり、石島を鼠項島とした下条の主張は誤りである。

一方、慎鏞慶は『韓國地名総覧』から莞島郡蘆花面古幕里にある石島および忠道里にある石島の呼称名が「ドクソム (Dok Seom)」であることを明らかにした。この中で忠道里にある石島の呼称名が「ドクソム (Dok Seom)」であることは日本水路部『朝鮮水路誌』からも推測される。

5. 于山島探索失敗に関する考察

1900年ころ、鬱陵島住民は于山島が鬱陵島の東北4.50里(16~20km)離れた所にあるという伝説を信じて于山島の探索をおこなったが失敗した。住民は早くから于山島を見失っていた。于山島はソウルなど中央では皇城新聞の記事に見られるように、竹島(竹嶼)以外の島であると認識されても、それは観念的な存在にとどまり、現地の鬱陵島では具体的な位置などが不明な伝説の島であった。そのため、于山島が独島であるという比定がなされず、勅令41号に記載されなかったのであろう。

第5章 結論

近代になって独島は鬱陵島住民によるアワビ漁やフカ漁などをとおして詳細に知られるようになり、日本人にはリヤンコ島あるいはヤンコ島、韓国人には「ドクソム Dok Seom」と呼称された。ドクソムは1900年に大韓帝国勅令41号で鬱島郡を設置する際に漢字で石島と表記され、鬱島郡の管轄区域として明示された。その後も鬱陵島住民による独島での漁業活動が継続しておこなわれた結果、韓国の当局者のみならず、日本の当局者までもがリヤンコ(ランコ)島、すなわち独島を鬱陵島の付属島であると認識した。その認識は日本が独島を政府レベルで秘密裡に編入した後も変わらず、官報にも記載されて日本政府の公式見解になったのである。

第1章 序論

1. 研究の必要性と目的

1) 研究の必要性

1876年、朝鮮は開国して日本や西欧の文化を受け入れ始め、近代化への道へ踏み出した。その矢先、ほとんど空島であった鬱陵島へ日本の官民一体による侵入が始まった。その対策として朝鮮政府は鬱陵島の空島政策を転換し、鬱陵島を積極的に開拓し始めた。その成果が徐々に実を結び人口も増えたが、一方では日本人も鬱陵島に不法に定着はじめた。

やがて鬱陵島の開拓が進展した結果、鬱陵島は大韓帝国勅令41号によって鬱島郡に昇格し、その管轄区域が鬱陵全島と竹島、石島とされた。石島の名は、鬱陵島住民の漁業によって独島が具体的に認識された結果、現地住民によって命名されたようである。このように韓末期における鬱陵島海域の漁業は独島問題に大きな影響を与えた。

(1) 大韓帝国勅令41号の「石島」に対する疑問

大韓帝国勅令41号により、鬱島郡の管轄区域に規定された石島を韓国の研究者は独島であると主張するが、それを直接証明する資料は今のところ知らない。そればかりか、勅令には数多くの地図や官撰書などに記述されていた于山島の名がなぜ記載されなかつたのか疑問が残る。

一方、独島の領有権問題において、勅令にいう石島が独島であるなら独島は万国公法にいう無主地ではないので、日本が1905年に無主地を口実として独島を日本領へ編入した閣議決定はその根拠を失う。同時に、日本が独島を竹島と

2009. 12
독도연구 2009-03

한말 울릉도·독도 어업

- 독도 영유권의 관점에서 -

2009. 12.

박 병 섭

한말 울릉도·독도 어업
- 독도 영유권의 관점에서 -

韓末期の鬱陵島・独島漁業
- 独島領有権の観点から -

2009年 12月 29日 印刷
2009年 12月 31日 発行

編輯兼
發行人 姜 淩 熙
發行處 韓國海洋水產開發院
서울특별시 마포구 상암동 1652
전화 2105-2700 FAX : 2105-2800
등록 1984년 8월 6일 제16-80호

組版·印刷 / 서울기획문화사 2272-1533 정가 15,000원

판매 및 보급 : 정부간행물판매센터 Tel : 394 - 0337